三田市ふれあいと創造の里条例新旧対照表				
現行	改正案			
第1条~第2条 省略	第1条~第2条 省略			
(施設及び事業)	(施設及び事業)			
第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。	第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。			
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略			
<u>(5) ふれあい館</u>	(5) 本庄ふれあいセンター			
(6)~(7) 省略	(6)~(7) 省略			
2 トータルライフ向上センターに加工室及び創作活動室を、三田勤労者体育セ				
ンターにアリーナを、陶芸館に作陶室及び展示室、 <u>ふれあい館</u> に大会議室及				
び小会議室を置く。	大会議室及び小会議室を置く。			
3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。	3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。			
フ。 (1)~(3) 省略	/。 (1)~(3) 省略			
(4) <u>ふれあい館</u> においては、 <u>高齢者をはじめとする</u> 市民の文化、教養及び福				
社の向上を図るための事業	びにコミュニティの形成を図るための事業			
(5) 省略	(5) 省略			
(使用時間)	(使用時間)			
第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとす	第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとす			
る。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがで				
きる。	きる。			
(1) トータルライフ向上センター及び <u>ふれあい館</u> は、午前9時から午後10				
時までとする。	ら午後 10 時までとする。			

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例新旧対昭表

(2)~(4) 省略

以下省略

(2)~(4) 省略

以下省略

二田川ぶれめいと創造の主条例の一部を以正する条例利用対照表					
現行		改正案			
第1条~第15条 省略		第1条~第15条 省略			
別表(第6条関係)		別表(第6条関係)			
1~4 省略		1~4 省略			
<u>5 ふれあい館</u>		5 本庄ふれあいセンター			
区分	使用料の額(30 分につき)	区分	使用料の額(30分につき)		
大会議室	400 円	大会議室	400円		

小会議室	100円	小会議室	100円
備考		備考	
1~4 省略		1~4 省略	